堺市人権施策推進審議会会議録 (概録)

(開催日:令和元年10月28日)

堺市人権施策推進審議会会議録 (概録)

日 時:令和元年10月28日(月) 午前10時から

場 所:堺市役所 本館3階 大会議室1

出席者: (委員)

井藤委員、大井委員、呉委員、新ヶ江委員、西川委員、西田委員、

松波委員、山口委員、山本委員

(堺市)

光齋市民人権局長、懸樋人権部長、太田学校教育部部理事、

黒田人権企画調整課長、松尾人権推進課長、

森内人権教育課長、坂本人権企画調整課長補佐

(傍聴人) 0人

(開会)

- 1 委員紹介
- 2 市民人権局長挨拶
- 3 審議案件
- (1)会長及び副会長の選出について

山口委員が会長に新ヶ江委員、副会長に西田委員を推薦

出席委員全員異議なし

新ヶ江委員、西田委員了承

新ヶ江委員を会長に、西田委員を副会長に選出

- (2) 性的マイノリティに係る取組について
- ○新ヶ江会長 案件(2)性的マイノリティに係る取組について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○黒田人権企画調整課長 人権企画調整課の黒田です。それでは、私から御説明と御報告をさせていただきます。着座にて失礼します。

まず資料1「性的マイノリティに係る取組について」をご覧ください。この案件に関しては、昨年度の審議会でも御説明いたしましたが、このたび、半数以上の方に新たに委員として御就任いただき、また、本年度新たな取組も実施していますので、改めて御説明と御報告をさせていただきます。

既に御承知かと思いますが、性的マイノリティとは、例えば、戸籍上の性別が男性であるが御本人としては女性として生きたいというような方や、男性であるけれども恋愛対象が男性の方であるといった方、そうした方々は全体から見て少数派であるということから性的マイノリティと一般的には呼ばれています。そうした性的マイノリティの方々は現在

も社会の理解の不足から少なからず偏見を持たれ、生活のさまざまな場面で困難な状況に 直面しておられるのが現状です。しかし、近年、一部自治体や民間企業におきまして、こ うした方々を支援する取組が徐々に広がってきています。そうした中、本市におきまして も、これまで市民啓発や職員研修、また相談事業などを行ってまいりました。

資料2です。これまで本市が取組を進めてまいりました状況等を御報告させていただきます。

1 当事者支援の取組の(1) パートナーシップ宣誓制度については、後ほど改めて御報告させていただきます。

当事者支援の取組としましては相談窓口を設置し、当事者の方に加えまして、身近な方などからの御相談もお受けしています。

市民向けの啓発としまして、講演会や映画上映会を実施しています。また、大型商業施設、例えば、イオンモール北花田店で啓発パネルの展示なども実施してまいりました。また、市民の皆様に、理解をより一層深めていただけるよう、講演会の講師には当事者の方をお招きし、御自身の体験などをお話しいただきました。

続いて、職員研修としましては、各課1名ずつ選任し、全庁で約260名います人権主 担者や、相談窓口の担当職員への研修のほか、今年度は学校園長も含めた管理職を対象に 理解促進研修を実施し、約500名の管理職がこの研修を受講しました。

教育委員会におきましては、教職員研修のほか、各学校の保健室に関連図書の配架や、 啓発ポスターの掲示などを行っています。悩みを抱えている子どもさんたちの相談のきっ かけづくりなどを行っているところです。

続いて、当事者の方に配慮した取組です。今年度より、本市の職員採用試験、教職員採用試験の申込書から性別を削除しました。また府立高校、堺市立高校の入学願書の性別欄もなくしています。

簡単ではございますが、以上が、これまでに実施してまいりました取組です。

続きまして、堺市パートナーシップ宣誓制度です。資料3を御参照ください。

この制度は新たな取組で、今年4月からスタートしました。現在、日本では同性同士の結婚は法的には認められていません。このような中、地方自治体で何かできることはないかということで、全国の幾つかの自治体で同様の制度が始まっています。本市におきましても、昨年度の初めから制度の導入に向けて、制度構築を進めてまいりました。昨年10月の本審議会におきましては、制度案についてご議論いただきまして、委員の皆様からさまざまな御意見をいただき、今年の4月から制度を開始しました。

「堺市パートナーシップ宣誓制度をはじめます」というカラー刷りのリーフレットの手続の流れを見ていただけますでしょうか。まず、お電話やメールなどで事前に御予約を入れていただきます。予約日にお二方そろって人権部にお越しいただき、当課職員の立ち会いのもと、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓する旨を記載しました宣誓書にそ

ろって御署名いただきます。提出書類などが確認できましたら宣誓書受領証を交付しております。同ページに、カードタイプの堺市パートナーシップ宣誓書受領証の見本を掲載しております。このカードタイプと、A4サイズの宣誓書受領証の2種類をそれぞれお一人ずつに交付しております。

この制度は、宣誓したという事実を市が証明するもので、結婚制度とは異なり、法律上の権利や義務などが発生するというものではございません。ただ、資料に記載はしておりませんが、民間企業におきましてはこうした自治体が交付する証明書をもちまして、例えば、携帯電話会社では家族割の対象としたり、航空会社ではマイレージの共有ができるようになっています。一部の大企業ですけれども、福利厚生の制度、休暇制度や祝い金の制度などで、配偶者と同様の扱いにしているところもあると聞いています。

そして、本市におきましても、この制度の開始とともにプラスアルファで何か取組ができないかということで、昨年度、この制度構築と同時に庁内の関係課で集まり、検討を進めました。

資料3の「宣誓書受領証を活用できる取組」をご覧ください。

1つめが、堺市立総合医療センターにおきまして、パートナーの方の面会や、手術の際の同意書へのサインなどにこの宣誓書受領証が活用できるようになりました。

また、本市の南部に位置しております泉北ニュータウンに、新たに転入される若年夫婦を対象とした家賃補助制度があります。「泉北ニュータウン住まいアシスト補助」という名称ですが、その家賃補助制度でも、本年4月から宣誓書受領証で夫婦と同様の取扱いができるようになっています。

また、本市職員の休暇制度についても、本年4月から忌引休暇や介護休暇などを取得する際に、宣誓書受領証で配偶者との関係に準じた取扱いを行っています。

今後も、工夫して取り組めるものはないか、引き続き人権部としては研究を続けていき たいと考えています。

この4月から制度を開始しまして、半年間で9組のカップルの方から申請いただき、宣誓書受領証を交付させていただきました。実際、何組かの方には、私から宣誓書受領証を 手渡しさせていただきました。いずれの皆様にも本当に喜んでいただいております。

また本市の男女共同参画推進課で作成しております「Windy さかい男女共同参画推進課だより」の6ページに、本市で一番目に宣誓されたお二人のインタビュー記事が掲載されておりますが、この制度が当事者の方には本当に意味あるものだということは制度を開始して改めて実感したところです。ちなみに、同ページの上段に載せておりますのが、先ほど御説明いたしました宣誓書受領証のA4版の見本です。カードタイプとA4版2種類を交付させていただいております。

本市は、全国で12番目、政令市では5番目に制度を開始しましたが、その後も制度導入の自治体が増えており、現在では全国27の自治体で同様の制度が始まっています。

大変長くなりましたが、以上が案件2に関しての御報告です。よろしくお願いします。 〇新ヶ江会長 それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問はありますか。は い、お願いします。

○山口委員 御説明どうもありがとうございました。堺市として市民人権局がこのLGBT、あるいは性同一性障害の方々の問題について先進的に、また先駆的に国よりも先に地方自治体としてできる施策を推進していただいていることは非常にすばらしいと考えています。今までこの審議会では、パートナーシップ宣誓制度や、非常にすばらしい施策について審議してまいりました。今後市民の方々や職員の皆さん、あるいは企業の皆さんに理解促進を進めるとおっしゃっていますが、なぜ性的マイノリティに対する理解を進めるのか。

私は、堺市女性団体の代表としてこの会議に参画させていただいていますが、ジェンダー平等社会の実現をめざして、我々の団体は活動しています。ここにおられる委員の方々もそれぞれの団体で、やはり平等で差別のない社会をめざして活動を続けておられると思います。そのような中で、この制度の目的は何か、この取組の目的は何か、性的マイノリティの方々への理解を進めるとどんな社会になるのかということがはっきりしないと。次に職員ガイドラインの話も出てきますが、これを初めて聞く方、「これ何。」という感じのところから始まる市民の方々からすると、「ああ、こういうことなのか。」ということです。だから、現状はこうで、こういうところに多くの課題があるので、この課題を解決して、平等でLGBTQ+の方々、性的マイノリティの方々が生きやすい社会をつくりましょう、という話です。そのあたりをしっかりとまず押さえておかなければならな

個別の施策については、パートナーシップ宣誓制度に登録してくださったカップルの 方々がもっと生きやすくなるように自治体レベルでどういうことができるのかということ を、おそらく深めていかれると思いますが、そのときにぜひ当事者の方々のお声もよく聞 いていただきたい。

いのではないかと、それが大事かと思います。

堺市ではこの間、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されましたが、大仙公園の前に きれいなトイレができているのです。そのトイレが性的マイノリティの方々にも配慮した、 あるいは女性が中で襲われたり、あるいは盗撮をされないような、堺市セーフシティ・プログラムに基づいたトイレをつくってあるのです。すごいことだと思っています。

堺市は昨年、SDGs未来都市に選ばれています。我々の女性団体がやってきたことは、あくまでもジェンダー平等とあえて言っていますが、国は男女平等参画と言っています。あくまでも男女です。男と女に分けられたら、こういう人たちが包摂されていないのです。現に 2016年からスタートしているSustainable Development Goalsという、世界 193カ国の共通目標、これは 17目標と 169のターゲットがあるのですが、その中に 190日でいる言葉が出てこないのです。この 191日でいる表記がこれでいいのかどうかも

今後また審議する必要があると思いますが、なぜ出てこなかったかというと、193カ国の国の中には、LGBTという性のあり方を認めないという国があり、それが国の崩壊につながるとか、日本でもよく似たことを言っておられる方も一部いるようですが、そういう中で、SDGsの中にはそれが文言としては包摂されていない。しかしながら、ジェンダー・アイデンティティ、SOGIなどの問題がここに明記されてくるようになると、SDGsとこの問題、堺市セーフシティ・プログラムとこの問題、あるいは、堺市人権施策推進計画の中で、この取組がどこに位置づけられていくのかということは明確にしていく必要があるのではないかと考えております。それをしていくと、この取組が堺市としてもっと画期的なものになる、私はそういうふうに思います。

だから障害者の問題も、被差別部落の問題も、在日外国人の方々の問題も含めて、どこまでを包摂して今後取組を広げていくのか、ピンポイントで深める話なのですが、ピンポイントでありながら、それが全体の人権問題の中で、どのように位置付けているのかを明確にして施策を推進していく必要があると思います。以上です。

- ○新ヶ江会長 どうもありがとうございました。事務局から何かございますでしょうか。 ○黒田人権企画調整課長 まず、初めのご質問ですが、市民の皆さんを含め、本市職員 に対しましても、言葉自体知らないという職員もまだ少なからずいるかもしれませんので、 どういう目的でこういうことをしていかないといけないのかいうことを、先ほどアドバイ スいただきました内容も検討しながら、わかりやすいような形で周知に努めてまいりたい と考えております。
- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。 はい、お願いします。
- ○西川委員 細かいことになるかもしれませんが、山口委員の話に少し関係あるかもしれませんが、リーフレット「堺市パートナーシップ宣誓制度をはじめます」の中の文章で「近年行われた民間企業の調査では、LGBTなど性的マイノリティの人は約8%という調査結果もあります。」という記述があります。これが何の調査なのかと思ったのですが、資料5に「近年の調査によると日本における性的マイノリティの方は3~8%という調査結果が出ており、」とあり、注2にこの調査は「日本労働組合総合連合会 LGBTに関する職場の意識調査(2016年)を参考にしています。」とあります。3%から8%のうち、8%という数字をリーフレットに記載しているわけです。

8%が正確かということもありますがそれは別として、8という数字を出して、多ければいい、多いから尊重しましょうではなくて、少なくても尊重すべきといいますか、3%から8%の8という数字を前に出すことで、これはLGBT理解を進める必要性というか問題設定には機能しているかもしれないが、正確かということと、多ければいいというものではないということ、少なくても尊重すべきということを指摘して確認しておきたいと思いました。細かいところになりますが、よろしくお願いします。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。お願いします。
- ○黒田人権企画調整課長 まずこのリーフレットは、制度開始の直前に作成したものです。その時点では、先ほど委員にお示しいただきました資料5の職員ガイドラインの1ページ「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」をまだやっていないか、数字が出ていない段階であり、確か大阪市の調査のほうが低い数字だったと思います。当時このパンフレットをつくったときにはまだ3%という数字が公にはなっていない段階だったので、私どもが参考にしたのが8%であったということです。

もちろん御指摘いただいているように、多いからやらないといけない、少ないから後回し、というものでは当然ないと思っておりますので、そうでないという認識に立った上で施策を進めていきたいと考えています。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

それでは、私からもよろしいですか。先ほどの山口委員と西川委員の話ともかなり関係しますが、まず一つは、性的マイノリティという言葉の問題です。LGBTや、セクシュアル・マイノリティ、性的マイノリティという言葉も使われていますが、今の話を全体的に聞いていると、この問題は、性的マイノリティの人に対する理解を促進していくという側面と、施策をやっていくというところも、もちろんあるのですが、この問題は、マイノリティだけの問題、性的マイノリティの人たちだけの問題なのかというところがやはり気になります。

SOGIという言葉も使われていて、SOGIというのは性自認と性的指向という言葉で、なぜこの言葉が使われるようになったかというと、性自認と性的指向というのは特定の人だけの問題ではなくて、全ての人に当てはまる問題であるということなのです。ですので、性の多様性というのは、もちろんジェンダーの問題も含まれてくるわけですが、性のあり方の問題は、特定の人の問題ではなくて、全ての人にかかわる問題だと思います。

特に男女共同参画というのも、女性のジェンダーに焦点が当たるのですが、でも男性の考え方が変わらないと、そもそもの根本的なところが変わらないので、特定のマイノリティの問題というよりも、性の多様性というものをもっと理解していくというか、そういう取組をしていく、というふうにしていくべきではないかということを、今日の議論を聞きながら思ったところの一つです。

もう一つですが、これも最初の問題と関係してくるのですが、パートナーシップ宣誓制度の中の「宣誓書受領証を活用できる取組」で、堺市立総合医療センターで宣誓書受領証を持ったパートナーの面会や手術の同意を患者が病院に求めることができるということ、次に、ニュータウン住まいアシスト補助についても、若年夫婦世帯と同等に取扱うと書いてあるのですが、これは本当にパートナーシップ宣誓をした人しか使えないものなのかというところです。

実際は宣誓書受領証を持っていなくても一緒に住んでいる方もいらっしゃるわけです。

なので、そういう人たちに対しては、病院での取扱いが宣誓書受領証を持っている人と違うというのは、それこそ人権の視点から言うと問題があるのではないかと思います。

なので、もちろんこのパートナーシップ宣誓制度というのは制度としては重要だと思いますけれども、これを宣誓したから使える、使えないというのではなくて、そもそも人権という視点から誰でもがアクセスできるように整備すべき問題だと思うので、そこのところはもう少し配慮が必要なのではないかと思いました。以上です。

○黒田人権企画調整課長 まず1つめの特定のマイノリティの方だけの問題ではないということは、当然そのように認識しています。後ほど、職員向けのガイドラインの説明をいたしますが、SOGIにつきましても説明をしております。LGBTという言葉も今後も使い続けていく際には、適切かどうかを考えていかないといけないと思います。それよりも以前にSOGIの概念というものを、まだまだ職員が理解できていない部分もあると思いますので、基本的なことから理解促進に努めていきたいと考えています。

2点目の、病院のお話ですが、宣誓書受領証を持っていなくても病院では柔軟に対応している、必ずしも持っている必要はないと聞いています。泉北ニュータウンですが、家賃補助にかかわるものですので、現段階では何らかの証明が必要であると聞いていますので、まだそこまでは対応を柔軟にできないと思いますが、今後そういうことにもより柔軟に対応できるよう人権部としても考えていきます。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。LGBTという言葉を使わない方がいいということではなくて、もちろん今まで制度がきちんと整ってなかったということで、性的マイノリティの方々に対する制度をつくっていくということは必要です。けれども、この問題は、全ての人に当てはまる問題で、そこのところが変わっていかないと特定の人の問題というふうになってしまいます。

今までの人権施策というのは特定のマイノリティの問題として議論されてきている部分が非常に多くて、そのカテゴリーに当てはまらない人の問題ではないというようなところが問題としてあったと思います。ですので、一人ひとりの問題というところで人権を考えていかないと、この施策は特定の人の問題というふうに進んでしまう危惧があるのではないかということで、先ほど意見を述べさせていただきました。

他に何かございませんでしょうか。

○西田副会長 見当違いな発言になるのかもしれないと危惧するのですが、資料2で性 別欄の要不要の見直しを実施されて、その結果として30年、31年度にこれらの欄を廃 止したというふうに読んでよろしいですね。

私は社会調査ということをやっておりまして、性別欄の扱いは今、大変難しい問題であると実感しております。1男、2女という形で単純にすまされるわけにはいかないということはいろいろ教えられているのですけれども、そこをなくすわけにもいかない非常に重要なポイントで、そこが問われなくなるというのは、かえってジェンダー平等の問題を

なくさせるような危惧もあるように思います。

この性別欄の廃止についてどんな議論があり、ここに至ったのかというのを教えてい ただけますでしょうか。

○黒田人権企画調整課長 公的書類や申請書の性別欄の見直しについて、それぞれの所管にて、旧来から意識せず、というかずっと性別欄を設けている、例えば、アンケートなど、本市に対して書類を提出いただくときに設けていた性別欄が本当に必要なのかどうか全庁的にもう一度よく考えるということで、法的に性別欄が必要であると位置づけられているものは引き続きやらなければいけないですし、例えば、統計上、男女差というのを理解した上で、有効な施策を進めるために把握が必要である場合は当然なくすわけにはいかないので、それを意識して真に必要なのかどうかもう一度よく検討してほしいということの通知を平成28年に全庁に出しました。

職員の採用試験の申込書についても、人事委員会や教育委員会にて、申込みの際、職員の選考に関しまして男女で差をつけるということは当然ございませんので、そのときに、申込書には不要であるというような判断をしたのであろうと思います。以上です。

○新ヶ江会長 他にございませんでしょうか。

○山口委員 先ほどの新ヶ江会長の御意見についてですが、堺市総合医療センターで宣誓書受領証を持っていなくてもできるようにすればいいのではないかということですが、 基本的に上位法が全然改善されていない中で、堺市としてやれることをやっていく。

新ヶ江会長のおっしゃることはもちろん理想だと思いますが、例えば、若年カップルの場合、本来なら親族の親や、親がいない場合は保護者になる人、監護者になる人が証明しないと手術や輸血など、医療行為が受けられないという、今、法的にそうなっているところを、今回はこの宣誓書受領証を持っておられれば、ということですが、では実際に何かあったとき、手術や輸血をしたときに、そのパートナーの人が本当に責任を負える立場にあるのかどうか、そういう問題が後から出てくるかもしれない。基本的な考え方としては、私は会長の考え方がごもっともだとは思うのですけれども、制度が始まったばかりなので、ぜひとも堺市という自治体がまずできることがどの辺までなのかということ。

ただ、この間の台風のときに避難所で住民票がない人を入れなかった。あんなことは 考えられない話です。それとよく似た結果にならないように。これはわかりやすい事例な のです。避難所にあんな雨風の中で入れてくださいと言う人が、あなたはここに住民票が なかったらだめですということで追い返すとか。そこがやはり人権の基本だと思います。

ただ上位法、法律がなかなかこの問題に対して追いついていないという現状を、こういうところから突破口を見出していく、大変かとは思いますけど、これは慎重にやっていただきたいと思います。

それから、西田副会長の御意見ですが、私もこの経過はよく存じあげています。堺市に おける男女の性別記載をどうするか。もう諸外国では採用のとき、就職試験のときには男 女を問わない、わかるようにしないというふうにやっているから、市も考えられたのだと 思います。

また、先ほどから言っている性的マイノリティの方々、性的マイノリティという言い方が私も非常に引っかかるのですが、何でマイノリティ、と思うのですが、性的マイノリティに配慮してこういうことをします、というのは、これは一理あるのです。一理あるけれども、私は、例えば、ジェンダー平等の社会を実現するに当たりまして日本がおくれているのは、ジェンダー統計やジェンダー予算という手法がなかなかとられていないからです。ジェンダー予算というものをしっかりとやっていくためにはジェンダー統計が必要です。

例えば、高等教育の中で女子がどのぐらい占めているのか。日本はまだ低いです。世界レベルでいってもGGI、ジェンダーギャップ指数でいうと、初等教育はほとんどの女子も男子も同じぐらい受けているけれど、いざ高等教育になると世界で65位ぐらいですから決して高くない。144 カ国中65位ですから。そういうことを、やはりきちんと見ていかないといけない。そういうジェンダー統計というものもあるのです。

そういう意味では、今、課長から御説明いただきましたけど、もう一度慎重に考えてくださいというのは、堺市がジェンダー予算を実施する場合にジェンダー統計として男女別や、それ以外の性のありようというのがわかるような統計のとり方は必要かと思います。ただ、今やっておられるのは入学願書というところですが、どこの大学に女子が何人入っているか、高校はどうなのか、世界的統計がある中で簡単に性別不記載というようなことでいいのかどうかということは、もう少し私は慎重に考えていただく必要があるのではないかと思います。ちょっと難しいですけれどもよろしくお願いします。

○新ヶ江会長 事務局からよろしいですか。お願いします。

○呉委員 このLGBTという言葉、性的マイノリティという言葉があるから使いますが、何もこういう人たちが今に始まったことじゃなくて、ギリシャ神話の時代からあったことでなかなか表に出なかった。やはり差別されるので、男は男らしく女は女らしくというのが世の中で通っていたので出せなかった。最近やっと皆さんが理解してくれていろいろ社会問題も出てきたので、こういうことの審議もすることになったと思っています。

私は学生時代からそういうことを知らずにつき合いがあったのです。東京で下宿しているときに、ある男の人が私に近づいてきて、お友達になりたいというので、何かおかしいなと思っていたら、道具の中に化粧品が入っていたりして、ちょっとびっくりしました。それで私は男同士のつき合いだから、おまえも男らしくやれと。おまえがよそでどうしようが、私とおまえとは男同士だということを諭したつもりでした。それが彼を更生させることだと思っていました。青森県出身の男だったのですが、今になってもその子のことが気になります。とてもショックだったに違いない。それが今も気になって。私は知らずにその人の人権を傷つけていたのです。

周りにもいます。例えば、国会議員の尾辻かな子さん。あの人がカミングアウトする前からおつき合いがあって、私もあの人のカミングアウトの本を読んでびっくりしました。一番つらいのは親に言うことだと。親に言えないことが一番つらい。今まで娘として育てられてきたから。尾辻かな子さんの話だったから、私は信用出来たし、目が覚めたような感じで教えられました。他の人の話だったら、やはり私は信用出来ず差別の目で見ていたと思います。

それからうちの社員の娘ですが、小さいとき女の子だったのに20歳ぐらいで会ったとき、男の子のようになっているので少し驚きました。後日、社員に聞いてみると、「実はそうです、うちの娘は男です。」と。どういうことかと聞いたら、「乳房が嫌で切除しました。」と。「最近はホルモンを飲んでひげも生えています、去年ですが女の子と結婚しました。」と。私の身の周りにいっぱいあるんだ、知らず知らずに。だから私たちはまず知ること。そのために、LGBTの人たちにアンケート調査などが必要かと思います。

- ○新ヶ江会長 お願いします。
- ○黒田人権企画調整課長 市としては、そういうアンケート調査というのはまだです。
- ○呉委員 やはり当事者の意見聞くのがまず大事です。私たち当事者でない者が何回やっても上澄みの話で、当事者を飛ばしての話はだめです。当事者の意見が必要です。レズビアンでも体は女であり、心は男と女と両方あるみたいです。どちらも女が好きなのだと。体は女、心は男、それで女が好き。体は女、心は女、でも女が好き。違うのです。非常に微妙なところです。

日常生活でこの人たちが痛切に思っているのはトイレ、男女区別のないトイレが欲しいとか、おそらく個室が欲しいと思います。そしてお風呂の問題など。それから一番大事で本当に大変と思うのはブライダル、結婚問題。当事者のパートナーと仕事するけれども、この人たちが結婚する相手を見つけるチャンスがどこにあるのかと。3%から8%の中で探さないといけない。知らずに近づいてきた相手に僕のように男としてやれと言ったら相手をどれだけ傷つけるか、自殺する人も出てくるかもわからない。ですから、ブライダルも考えないといけない。

だから、当事者を抜いて、市は進められないと思います。

- ○新ヶ江会長 今おっしゃられた当事者に対するアンケート調査については何か検討は されているのでしょうか。
- ○黒田人権企画調整課長 どういう手法かも難しいところもあると思いますので、今の ところは考えてはいないのですけれども、当事者の方のお声をどういう形で知るか、拾い 上げるのか、については非常に重要だということは認識しております。
- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。はい、お願いします。
- ○大井委員 私は、堺市がこのようにパートナーシップ宣誓制度をつくられたことを非常にうれしく思いました。私の友人の息子さんが女の子として生きたいと言ったのが中学

生のときです。書物に、やはり思春期の頃に自分の中のそういう性の問題に気づくのだというのが出ていましたし、思春期で自殺している子の中に、誰もが理由が思い当たらないと言っている理由の中にそういう子どもさんが含まれていると考えられる、ということも読みました。中学生ぐらいで思春期ですから、そういう形で目覚めていく、自覚していくというのは当然かと思います。そういう子どもさんたちにとって堺市がこういう制度を始めたというのは、世の中に受け入れられるという意味でうれしく捉えているのではないかと思います。

その子どもさんが、最初に悩んだのは制服でした。中学校の男性の制服、女性の制服は決められている。今それが日本全国の中で流動的になりつつあるので、いいのではないかとは思っています。ただ、そういう子どもさんたちが集える場がない。その子どもさんの場合は学校でいろいろ取り組んでいただきましたが、修学旅行はやっぱり間に合わなくて。お風呂の件です。修学旅行は行かれませんでした。

だから、市としてこういう形で認めていくならば、その自覚するあたりの思春期のときからのいろいろな問題にも目を向けていただいて、やはり学校、文部科学省も学校教育のことでいろいろ取り組んでいますので、資料などもいっぱいネットに載せてくれていますが、そういう子どもさんたちの出会いの場とか、何かそういうのも教育委員会と連携して進めていただけたらありがたいと思っています。

○新ヶ江会長 事務局からいかがでしょうか。

○太田学校教育部部理事 今、大井委員から教えていただいたことというのは学校現場にとっても、とても重要なことだと思っています。確かに、修学旅行等の宿泊行事や、体育時の更衣などでも、子どもたちに大きな負担を強いているのかと。

あるいはトイレも、先ほどいろいろな委員からも御指摘があったように、現在の学校ではやはり男子トイレ、女子トイレで、誰でもトイレというものもあることはありますが、 やはりなかなか複数を設置することができずにいます。

そんな中で文部科学省からも、大井委員からも御指摘あったように、後で出てくる職員ガイドラインと同じように教職員向けに、性にまつわることで悩んでいる児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施ということが述べられているのですけども、なかなか物理的な条件についての解決策というようなものができていません。

学校の施設の中でどのようにそれを実現していくか。何よりも中学校の問題として御指摘いただいた制服につきましても、どちらを着てもいいよとか、あるいは取りかえることはできますよということはあり得ると思いますが、そのことがまた御本人の同意のないカミングアウトにつながると、何のことにもなりません。そういったことも含めて、今教育委員会としてもさまざまな資料を集めています。

それから、先ほど御指摘のあった当事者の方の御意見、この辺りも保健室の先生と養 護教諭の先生などが、相談しやすい雰囲気をつくりながら対応させていただいているとこ ろですが、まだまだ入り口に立てたかどうかというところです。教員に対しても、こういった問題についての研修を少しずつですけど広げていっているところです。

最近ですが、指導主事もやはりそういうことをわからないといけない、ということで 指導主事を対象に指導主事会議の中で性にまつわる子どもたちの悩み、また、当事者とし ての先生方や、保護者の方でそういった方々がいらっしゃるというようなことも踏まえて、 研修をしたところです。まだまだ勉強が足りないと思いますけれども、よろしくお願いし たいと思います。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございました。はい、お願いいたします。
- ○松波委員 松波です。今回初めて出席させていただいて、非常にきめ細やかな議論を して施策を進めていっていることに感銘を覚えています。それぞれの委員の方々の意見を うかがっても、本当に真剣に取り組まれてきたことがわかります。

私は、障害者問題等を中心として、人権教育啓発が専門ですけれども、このLGBT、性の多様性にかかわって、資料2から、市職員研修と教職員研修をしっかりやっていることがうかがえて、それはとても大事だと思います。保健室に本を置く、子どもに届くところに情報があるような環境をつくるというのは本当に大切だと思います。

加えて、民間事業者研修もあるようですけれども、福祉関係者、残念ながら児童養護施設の関係や、障害者福祉の職員の中に、この性の多様性についてきちんと理解していない人がいるということは、ぽつぽつといろいろなところから耳にしたことがあります。特に、社会的養護のほうで、親と暮らせなくて集団生活に入るときに、性的マイノリティの子どもも当然いるのですが、男子、女子と分かれて、プライバシーが一般家庭よりも守られにくい中で、男らしくないと見られた子がいじめられたりという中で、職員にあたる人がこうした知識がないことで、とても生きづらい青少年がいるということも知っておりますので、ぜひ福祉関係者への研修なども、どういう形が可能なのか、やり方はいろいろあると思うのですけれどもお願いしたいと思います。

例えば、障害者施設の職員が、人間には異性愛者しかいないかのような前提で、障害のある人に対して一方的に、誰々さんはやっぱり美人が好きね、と知的障害の男子に言ったり、そういうことは本当にありがちだと思います。特に悩みが出てくる青少年の時期にかかわる職員の方にしっかりそういった知識、考え方に触れられるような取組があったらいいと思います。

あともう一点、統計のことで山口委員がおっしゃったこと、本当に性別欄のことは難しいと思います。性別のことで、男、女という欄に記入したくない当人が苦しめられる状況は何とかなくさないといけないと思いますが、でもやはり内容によっては、ジェンダー統計が大事というのもよくわかります。

私は女性障害者の方の活動に5、6年一緒にかかわっているのですが、障害がある人の 中でも女性がどれだけ職業機会、職業訓練を受ける機会が少ないか、高等教育を受ける率 が低いか、そのデータが本当にないのです。実感のレベルでも、障害がある女の子はそんなふうにして働かなくてもいい、大学院なんてやめとき、という話が本当にあるのです。でも、統計がない。障害者は障害の種別だけで統計が出されて、性別は、(セクシュアリティもそうですけれども)ないかのように扱われている。障害者手帳や行政的なところでは、あくまでも障害名や等級というところでしか見られないけれど、実際、性別によって受けられる教育や職業につく機会などが限られている現実があると感じています。

やはり、障害があって、女性である人の困難さをもっとジェンダー統計でも明るみに だすために、ジェンダー統計は重要です。

昨年、女性差別撤廃委員会からの勧告が出ましたが、それについては女性障害者の方がロビイングに行って、ジェンダー統計の中に障害女性のこともしっかり入れてほしいということを訴えたばかりですし、来年、障害者権利条約の日本向けの審査があるのですけれども、そこで女性障害者ならではの問題というのをきちんと施策につなげるための統計の必要性というのを女性障害者の団体では訴えているところです。

望まない人が性別欄の記入を強要される、どちらかに丸をつけることを強要されることを避けつつ、でも社会的に必要な統計というのもあると思いますので、そのバランスは本当に難しいですけれど、機械的に考えるのではなく、慎重に議論していく必要があると思います。以上です。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。2点御意見がありましたがいかがでしょうか。 ○松尾人権推進課長 人権推進課では資料2にありますとおり、民間事業者の方に対しても研修を実施しております。30年度は人権相談の担当者及び福祉サービス関係者を対象とした研修を行っております。

また、今年度は別の民間事業者を対象に実施する予定ですが、今後もこういう事業者の 方に対する研修をどのようにしていくべきかという検討も進めていきたいと思います。

○黒田人権企画調整課長 性別欄の話ですが、次の案件の職員ガイドラインに、性別欄の取扱いという項目を設けております。法的に義務づけられている性別欄がありますので、 それは当然なくすわけにはいきません。

先ほど、いろいろな委員の方にご意見をいただきましたが、施策などで統計をとるべきものがあることは当然承知しております。性別欄の記載例では、男女二択しかないというのはやはり望ましくないということで、御本人が記名しやすい形ということで、記述式という方法もあります、と示しており、それぞれの職場での施策にとってどういう意味があるのか、位置づけなのかを考えてもらいながら適切な性別欄を設けるということでガイドラインには示しております。以上です。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。私から松波委員のご発言の補足ですが、先ほど も福祉サービス関係者に対する、という意見がありましたが、私もこのような話を最近い ろいろな方から聞くことがあって、特に児童養護施設でもセクシュアル・マイノリティの お子さんがいらっしゃって、その対応をどうしていっていいかわからないという問題が出てきていて、最近調査がはじまってきています。

あと、弁護士の方から聞いたのですが、トランスジェンダーの方の取扱いについて、 刑務所の中でもきちんと人権を守った対応がなされていないというような話も聞いていま すので、そういう社会的擁護の側面からも取組が必要ではないかと思います。

もう一つは性別欄について、いろいろなアンケートを取られると思いますが、確かに性別を残すというジェンダー統計的なところでしかわからないことが出てくるので、いろいろな専門家の人と相談して、どういう項目にしていくのがいいのかを、検討して統一していけばいいのではないかと思います。セクシャル・マイノリティの人も答えやすいような性別欄を検討すればいいのではないかと思います。

他ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

(3) 多様な性の理解促進に関する職員ガイドラインの作成について

○新ヶ江会長 続いて案件3、多様な性の理解促進に関する職員ガイドラインの作成について事務局より説明をお願いいたします。

○黒田人権企画調整課長 引き続き事務局より御説明をさせていただきます。資料 5 を 御参照ください。

市民の皆様に一番身近な行政の窓口である市役所の職員自身が、多様な性に関して、より理解を深め、市民の皆様に対して適切な対応ができるように、またもう一方では、同じ職場に同僚や部下等にも、当事者の職員がいる可能性も十分ございますので、そういう認識のもと、誰もが働きやすい職場環境とするためにどういったところに配慮すべきか、などについて、基本的な対応を踏まえた内容で案を作成しています。

まず、知っておきたいことということで、性のあり方は人それぞれであるということや、 基本的な用語について説明した内容になっています。

次に、市役所を利用される市民の方にどのように対応していくべきかを示しています。 まず、窓口や電話での対応について、特に配慮すべきこと、気をつけるべきことについ て記載をしています。例えば、窓口で手続を進める際に、当事者の方の中にはお名前から 想定される性別と外見が一致していない方もおられる、そういうことを想定しながら性別 や氏名が周りの方にわからないように配慮しながら、例えば証明書等の提示での確認など を交えて行うなど、例を挙げて記載をしています。

続いて、先ほどから御議論いただいております性別欄の記入の取扱いについて記載をしています。当事者の方に配慮しつつ必要な性別欄、アンケートなどはとっていかないといけないということで、それぞれの業務の中で本当に必要かどうかまず確認をして、その上でどういった形が有効なのかをそれぞれよく考えていただきたいということを記載してい

ます。

次に、公共施設利用です。これは公共施設のお手洗いや更衣室などハード面においては すぐには施設の改修をすることは困難な面もあります。また、ほかの利用者の方との調整 が必要になると思いますが、可能な範囲で当事者ご本人の意思も尊重しながら対応に努め るように、ということを記載しています。

次に、職場における対応です。職場において日々の言動で気をつけていくこと、何げない態度や言葉で傷つく方もいるということについて記載しています。基本的なことですが、 当事者が不快に思う言動の例なども記載して周知に努めたいと思います。

次に、例えば部下や同僚の職員からカミングアウトを受けた場合に、どのようにその人の気持ちを受け止めるのか、どういった点に留意すべきかということについて示しています。

最後に、さまざまな相談窓口についての記載をしています。

この案の作成に際しては、当事者団体の虹色ダイバーシティの方に、事前に見ていた だいてアドバイスをいただいております。

簡単ですが、説明は以上です。

〇新 $_{f}$ 江会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

○西川委員 先ほど新ヶ江会長から、この問題が特定の人たちの問題ではない、全ての人に関係する、当てはまる、という話がありましたが、その観点からすると、資料5にある「性的指向や性自認は性的マイノリティの方に限らず誰もが本来持っているものであり、」は少し違和感を覚えます。同じような記述で「性のあり方は、人が自然に持っているもので、一人ひとり違います。」、「誰にでも性的指向や性自認があります。」があります。

これは、この問題が特定の人の問題ではないと言いたいがためにこういう表現になっているかと思いますが、ただ、誰もが本来もっているもの、というセックスとジェンダーの、セックスだけの説明をしてもいいのかと。

ここで確認したいのが、一つは、アセクシュアルやエックスジェンダーなど、性的指向や性自認がわからない人がいらっしゃるのですが、そういう方たちも排除するものではないということを確認する必要があるということと、もう一つは、性的指向もそうなのかもしれませんが、性自認に関しては、本来持っている生得的なものだと言ってしまっていいかという疑問があります。むしろ、社会的につくられたものが、ジェンダーだという観点からすると「性のあり方は、人が自然に持っているもので、」と言っていますが、社会的な性、ジェンダーについても言っていますので、ここは変えたほうがいいと思います。

性自認などは幼少のころから男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくというふうに扱われてきた結果という面もあります。もちろん生得的なセックスの面もありますけ

れども、それプラス、ジェンダーの側面です。男の子らしく、女の子らしく扱われた結果、 その性を持ったプロセスがあると思います。なので、ここで本来持っている生得的な言葉 というのは、違和感を感じるというところです。

繰り返しますと、「性のあり方は、人が自然にもっているもので、」は、社会的な性は あるといっているのでここの表現を修正する必要があると思います。

「誰にでも性的指向や性自認があります。」というところも同様になります。 以上です。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。お願いします。
- ○黒田人権企画調整課長 表現の仕方は、私たちも悩ましいところであります。当事者 団体の虹色ダイバーシティさんに御相談させていただきながら、かつ職員向けのガイドラインですので、知識がそこまで進んでいない部分も職員の中ではあるかと思うので、わかりやすい表現ということと、両方のバランスを取りながら作成しています。またいただいた御意見も含めまして考えていきたいと思います。
- ○西川委員 その際には会長が示された方向性を確認してやっていけばいい修正ができるのではないかと思いました。
- ○新ヶ江会長 先ほどの質問で、西川委員が言われた「性的指向や性自認は、性的マイノリティの方に限らず」の次の「誰もが本来持っているものであり」というところは削除したほうがいいのではないですか。

「誰に限らず人それぞれである性のあり方が尊重される」ということでいいのではないかというところと、「性のあり方は、人が自然にもっているもので、一人ひとり違います。」とありますけれども、そこも御指摘があったように、「性のあり方は一人ひとり違います。」という書き方で先ほどの西川委員の疑問に対しても対応できるかと思いました。他に何かございますでしょうか。はい、お願いします。

○山口委員 職員ガイドラインをつくるということ自体、やっていただくということは 非常に前向きなことで必要なことだと思います。記述についてですが、先ほども申しあげ ましたが、やはり「はじめに」というところに目的を入れるということ、それから、ある 程度実態を入れないと。先ほど呉委員の発言にもありましたけれども、実際にカミングア ウトできている人たちの意見を聞いても、カミングアウトできてない人のほうが圧倒的に 多いという認識をもった上で、こういう施策を進めていかないといけないのではないかと 思うし、カミングアウトしようかどうしようか、カミングアウトしても、まず親から理解 されないというところで自らの命を絶つというようなことも現実にあるわけです。そうい ったことに少し触れる。

それから、「知っておきたいこと」で、出生時の性、といきなり書いていますが、これを書かれるのであれば、このバックグラウンドとして、やはり性と生殖に関する健康・権利といったものに関して少しどこかで触れておかないと。いわゆるリプロダクティブへル

ス・ライツです。

そして、先ほど松波委員もおっしゃいましたけれども、特に障害者の中でも、ジェンダーと社会はあくまで女性に重点を置いて、という話もありましたが、今男性もこの100年間は結構厳しかったわけで、1920年代、男女の平均寿命の差というのはたった1年なのに、この100年で8年になっているわけです。男性のほうが先に亡くなっているのです。男性もある意味つらいということです。今、ガラスの天井に対してガラスの地下室というのが男性に向けた言葉であって、だからどうなのかということではなくて、やはり性のことを書くときに、性と生殖の健康・権利というものについては、少しでも触れておかれたほうがいいと思います。

そして、先ほども言ったように、SDGs、堺セーフシティ・プログラム、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例、あるいは堺市人権施策推進計画というものの位置づけをきちんと示しておかないと。職員は公務員ですので、やはり法的な面がどうなのか、というところをしっかりと抑えた上でこういうことを学んでいく。

それから、言えない人のほうが多い、知られたくない人のほうが多いということをきちんと抑えておくということ。自分の勝手な思い込みで、市民の人が窓口に来たときに、あなたLGBTですよね、とはまさか言わないと思いますけれども、そういう配慮ができるようなことも必要です。

それと、このガイドラインを全職員に配るのか、課ごとに1冊ずつ置いておくのか。折 角つくったものをどの程度理解されるかということが重要で、これが絵にかいた餅になる かならないか。よくある話ですが、学校に1冊、教頭先生の机の横に吊ってあるけれども、 誰も読んでないとか。そのあたりをどうされるのですか。

○黒田人権企画調整課長 完成した際に、これで冊子をつくるということではないです。 全庁的に周知して、それぞれの職員が日々の業務の中で、知っておくべきことということ として、周知を図るような形になると思います。

まずは、総務担当課長会議という庁内の会議で、人権部としてガイドラインを作ったということで周知を図った上、それぞれの職員に各所属の課長から指示が出るような形で全庁的な周知に努めてまいりたいと考えております。

- ○新ヶ江会長 よろしいですか。
- ○山口委員 全職員がパソコンを持っているのですからメールで送ったらどうですか。
- ○黒田人権企画調整課長 全職員の個人メールも当然ありますので、送るような形で周知します。
- ○新ヶ江会長 はい、他にございますでしょうか。
- ○呉委員 あらゆる差別は何も当事者に問題があるだけではなくて、今回の性的マイノ リティにしても、子どもたちに問題があるわけじゃなくて、それを理解しない社会に問題 があるわけです。その社会の中で必要なこととして、今堺市が進めていることに私は敬意

を表します。他自治体や国に先駆けていろいろやっていただいているのは非常にうれしいです。

先ほど私失言に近いこと言いましたが、これは訂正します。当事者の意見や困ったことを聞いて進めないと、ということを言いましたが、これはこれで進めながら、当事者の意見をもっと聞いて、よりいいものにしていければいいのではないかと思います。

そして、一番大事なのは、一般社会に対する啓発をどうするか。何も当事者の問題だけであるわけではないから。これはあらゆる差別、ヘイトスピーチの問題や、いろいろな人権問題にしてもやはり一般社会がわかってないから、これに対する啓発をどうするか。本人は何も問題ない、それが当たり前だから。それでも当たり前のことをなぜ差別されるのかということがおかしいので。やはり社会に対する啓発も推し進めることを考えていただきたいと思います。

- ○新ヶ江会長 はい、他にございますでしょうか。
- ○山本委員 話が戻りますけれど、資料2「公的書類及び申請書における不必要な性別欄の廃止」ということで、28年度に実施されていることはそのとおりですけれども、30年度に市立高校の入学願書の性別欄の廃止をされているのですね。現場ではどのような弊害といいますか、何かあるのかということと、昔、名前で女性ということがわかりましたが、最近、名前自体が男性か女性かわかりにくい名前が多いです。学校現場では、この願書の男女別がわからない状況で何か支障とか出ていませんか。その辺をお聞きしたいのですが。
- ○太田人権教育部理事 府の高校の動向というのは我々に入ってこないのですが、市立 高校では同じ時期にこの取組が始まりました。先ほどからお話もありましたように、入学 段階において性によって合格人数を決めるというようなことがあってはならないというこ と、その意味での取組です。

あとは、指導要綱により、各中学校あるいは出身校から戸籍抄本が学校には送られてきます。そちらで、戸籍上の性を学校は把握することができるということです。

今のところ、それで何かトラブルがあったとか、著しくどちらかの戸籍上の性で固まったとか、そのようなことはありません。

- ○山本委員 そういうことではなくて、どこかの大学で、女性を減らしたりしていました。その様な故意に性によって合格人数を決める事のない取組とお聞きしましたが、組分けするとき等、一定の男女比率も視野に入れてされると思います。その辺りの支障というのは何か出ていませんか。
- ○太田人権教育部部理事 先ほどと少し説明が重なりますが、入学願書によってそのような手続を進めるということはありませんので、入学後の書類、あるいは先ほど申しあげた出身校からの書類、そういったものが目安です。
- ○新ヶ江会長 山本委員、よろしいでしょうか。

- ○山本委員 今後もそのまま続けられるのでしょうか。
- ○太田人権教育部部理事 この入学願書に性別欄を記入するということは当面廃止して 続けていくということです。
- ○大井委員 あとで会長にお聞きしようと思っていたのですが、会議の中で聞かせていただくほうがいいと思います。

性的指向という日本語の言い方がございますね、何かそっちへ向かっていくみたいな。 私は何となく、最初聞いたときからずっと違和感があるのです。当事者はそんな感じで思っていないでしょうと。性の自認というのはやわらかい感じじゃないですか、自分で認めていくみたいな。でも何か恋愛対象に向かうみたいな指向という、指して向かうという、感覚的にぴったりこない日本語だと。日本語に訳したらこうなりますと人に教えられたのですが、その辺り当事者は違和感を感じていないのでしょうか。

○新ヶ江会長 当事者の人たちがみんなこの言葉を知っているのかというとそうではないところもあると思います。性的指向の指向の指も、指という字なのか、志という字なのかということで結構議論があって、一般的にはこの指という字が使われています。英語では、セクシュアル・オリエンテーションで、性的に、オリエンテーションというのはどちらを向くかということなので、それを直訳したものが性的指向という言葉です。

当事者の人たちがこの性的指向という言葉を知っているかどうかというのはまた別の問題で、これは研究者や行政が一般的に使っている言葉です。だから、当事者の人たちは自分のことをゲイやレズビアンといった言葉を使っており、この言葉自体は当事者の人たちが本当に知っているかというのはまた別の問題だと思います。当事者の人たちに聞いてみて、この言葉に違和感を持つかどうかというのは、今まで調査はなかったので、調べてみないとわからないところであります。

でも、一般的に性的指向という言葉はこの指という字を使っています。英語のセクシュアル・オリエンテーションというのを翻訳したのがこの性的指向ということです。

- ○大井委員 ありがとうございました。
- ○新ヶ江会長 他にございませんでしょうか。はい、お願いします。
- 〇山口委員 先ほど大井委員がおっしゃいましたが、ちょうど思春期の頃に性的自認が行われる。何か自分が他の人と違うかもしれない、同性の子が気になってしょうがない、自分でも論理的に説明はできないけれども、何か人と違うのかなというような気づきが芽生えたときにどうするかという話ですけれども、やはり私は人権教育の一環で、きちんと教育をしていったほうがいいと思います。

ただ、私は堺市の実態を知っているのですが、ジェンダー平等教育をしないといけない、同和教育も、在日外国人教育もしないといけないという実態の中で、なかなかその時間が取れない。

実は、私はジェンダー平等教育の観点からこの国の文部科学省の人権教育のありようと

いうものを研究しているのですが、平成26年に文部科学省が人権教育の指導方法等のあり方について第三次取りまとめを行っています。その中では、人権教育というものを学校でもっている自治体というのはまだ4割しかないのです。そのうち、その計画にのっとって現場で人権教育を総合的に行っているところはほとんどないのです。23%ぐらいが一応行っていますと答えている程度なのです。

だから、この国の人権教育というもの、堺市においてもそうですが、堺市も計画はもっているけれども、全体をみたときに特定の、人権に敏感な学校だけが年間300時間もっていると。それ以外のところは例えば小学校であれば、堺市は今、大体学年3クラスぐらいずつで、1校に18クラスがあったら、毎年、トータルでやっているのが1クラス1時間から2時間ぐらいなのです。それも、校長先生の裁量で今年は男女共同参画を行う、今年は同和問題を行う、どれを行うかは校長先生が決めて、あるいは学年主任とかが決められて。それでも年に1、2時間ぐらいしか行っていないというのが実態なのです。でも、ジェンダーの分野においてはCAP授業を行っておられたり、デートDVの職員研修を行っておられたり、非常に先駆的な部分もあり、子どもたちの現場での人権教育というのは、全国的にみれば堺市はまだよくやっているほうです。

でも、その指導できる先生方が、本当にこのことを指導できるのかとかいうことを考 えて、指導者の育成なども考えていかないといけない。

国会では2回ぐらい超党派の国会議員連盟が性的マイノリティの問題について法律を つくろうといっている。与党の自民党、公明党などは、いきなり大筒をつくるより、教育 で皆さんに知ってもらおうと。教育や啓発で知ってもらうことが先決だという状態で今と どまっているのです。

だから、堺市が独自にパートナーシップ宣誓制度などを行っていくに当たっても先ほどの委員の意見も含めて、やはり小学校高学年ぐらいからこういう教育、啓発を行っていく必要があるのではないかということを言わせてください。

○新ヶ江会長 はい。

○太田人権教育部理事 今、山口委員から御指摘のあったことは、我々も大きな課題として捉えているところです。先ほども御指摘にありました人権教育の年間指導計画は毎年学校から提出していただいています。従来と少し変えてきている点ですが、学校園から計画について具体的な時数と中身について報告をもらっています。その中で、足らないというところがある場合には直接指導主事が連絡をとり、足らない時数についてはもう一度見直しをして取り組んでもらいます。

今、人権課題について、1から6まで用意をしているところです。今のお話であれば性 的マイノリティにかかることも、時数の中に入れてほしいということで入れていっていた だいて、また、同和教育、障害者理解教育、在日外国人教育、国際理解教育、あるいは福 祉教育、ということもやっているところですが、やはり先ほどの御指摘もありましたよう に、時数についてはそれぞれの課題で3年間で3時間以上はやってほしい、あるいは、学年において取り上げる、1学年で1回は必ず取り上げる、そういったこともお願いはしています。

ただし、指導する技量というお話もあったかと思います。近々では性的マイノリティに限っていえば、当事者の方を学校へお招きして、先生方と子どもたちが一緒に当事者の話を聞くという取組も始まっておりますし、授業の指導案づくりというのも各研究グループで担当していただいてつくっているところです。

こういったことを堺市では堺市人権教育研究会や堺市在日外国人教育研究会と、それぞれ先生方の自主的な研究の団体もあり、市の教育委員会と連携をとりながら進めているところですが、先ほど御指摘いただいた資質向上と、実際の取組時間の確保についてはまだまだ取組をしていく必要があると捉えています。以上です。

○新ヶ江会長 はい、ありがとうございました。 それでは、他にございますか。はい、お願いします。

○西川委員 細かいところになるかもしれませんが、職員ガイドラインの中に参考として、性同一性障害の説明が書かれていますが、その中で、医学的な疾患名ですと書かれています。このように書くと、性同一性障害は病気だから正しましょう、治療しましょうみたいに聞こえるような気がします。ガイドラインとしては工夫が必要かと思います。

確かに、社会は医療化といいますか、医療の領域というのは拡大していくという、医療化に向かっていて、参考にも書かれているように、現状では疾患という身体面がなければ性別変更はできないという現状を考えるとやや仕方がないところかもしれないですけれども、性同一性障害というのは、病気なのか、あるいは社会的なつくられたものか否かというのは、議論で先ほど言っていたこと、あるいは人権という観点からも、医学的な疾患例ですというこの表現を工夫されたらどうかと思います。

例えば、病気だといわないで、医学上では規定されています、といった表現のほうが適切ではないかと思いました。以上です。

○新ヶ江会長はい、ありがとうございます。その他何かございますでしょうか。

(4) その他

○新ヶ江会長 それでは続いて、案件4その他についてですが、せっかくの機会ですの で市の人権施策につきまして、御意見や御質問をお伺いしたいと思いますが何かございま すでしょうか。

市の人権施策につきまして、セクシュアル・マイノリティ、性の多様性の問題だけでは なくて何かほかのことでもよろしいですが。

○大井委員 多分、ろうあ協会から出ていると思いますが、言葉を今忘れまして。災害 施設などが、こっちにあります、と言われても、ろうの人は取り残されています。だけど、 それぞれのところに、避難所や、ここで連絡がつきます、など、いろいろなことが蛍光ペンで書かれて貼られていたらよくわかるし、暗くてもわかります。そういうことの要求を掲げているようです。

私は、ろうあ連盟に入っている人から頼まれて署名を集める前に、「どんなことを要望しているの。」と聞いたら、読ませてもらった中の一つにそれがあったのです。言葉は忘れてしまったけれども、そういうものはろうの方だけでなく、誰にとってもいいことじゃないかと思います。夜見てもわかるし、近視の方でも大きく書いてあって、蛍光だったらよく見えていいなと思いました。

そんなふうにいろいろなところが市に対して要望を出すと思いますが、ろうの人だけでなく、みんなの役に立つ、視覚障害者のためだけではなく、ほかの方たちにも役に立つようなものはできるだけ予算のあまりかからないものは認めていっていただけたらありがたいと思います。

- ○新ヶ江会長 事務局はいかがでしょうか。
- ○懸樋人権部長 今の大井委員のお話ですけれども、堺市におきましても全ての施策を 人権尊重の視点に立ち、実施しています。先ほど山口委員からもありましたが、今、気に なっていますのが避難所です。災害が多くなりましたので、こちらに対する人権施策とい うものが御要望も多く出てきています。大井委員もおっしゃったように蛍光塗料ですか、 そこまでは私も把握していないのですが、もともと地域の自主防災会の、今日は山本会長 もお越しですけれども、地域の避難所や災害対策という面では、自治会や地域の方にも非 常にお世話になっておりますので、危機管理担当にお伝えしておきます。

行政ですので予算に限りがありますのでそこだけは御了解願いたいのですけど、私からも責任を持ってそういった御要望等があれば柔軟に対応できるように、連携して取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。 はい、お願いします。
- 〇山口委員 私もこの審議会委員を随分長くさせていただいていますが、今後のこの会議のあり方について一つ提案です。堺市人権施策推進計画を何年かに一度見直してつくってきました。

今までは4大差別に重点を置いてきました、余り改善されていないので、もちろんこれも重要です。しかし、私はやはり国際基準、グローバルスタンダードを、ある程度、包摂しておかないといけないと思います。計画を次に見直すときに、SDGsの少なくとも17目標、貧困で始まるのですが、そういうことを踏まえ構成を新たにしていってもそろそろいいのではないかと。とりあえず2030年までの目標ではありますけれども、誰一人取り残さないというSDGsの17目標を網羅するような形で。今は足らないものを埋めるとか、欠乏や恐怖から市民の人たちを助けていくというような目標が多いのですが、

人権問題は一番重要なので、そういう考え方もあっていいのではないかということを御提 案だけさせていただきます。

○新ヶ江会長 ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の案件は全て終了いたしました。なお、皆様からいただきました 御意見につきましては、事務局と私とで調整し、取りまとめたものを最終案としたいと思 います。

委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項はありますか。

○坂本人権企画調整課長補佐 本日は長時間ありがとうございました。本日の会議録は 新ヶ江会長、西川委員の御確認、御署名をいただいた後、各委員へお渡しさせていただき ますのでよろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会についてですが、来年度は5年ごとに実施している人権意識調査を 予定しており、現在予算要求を行っているところです。実施内容につきましては、本審議 会において御議論いただく予定ですので、来年度は複数回の開催を予定しております。ど うぞよろしくお願いいたします。

○新ヶ江会長 はい、ありがとうございました。それでは、本日の会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。